

令和8年度事業計画書

I 基本方針

1 経済社会の動向と建築・住宅を取り巻く環境

内閣府発表「月例経済報告（2026（令和8）年1月）」では、基調判断として、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」としており、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。」とされている。

2025（令和7）年の住宅市場は、「子育てエコホーム支援事業」の創設、「省エネリフォームへの支援強化」等による施策の下支えがあったものの、住宅着工戸数は74.1万戸（対前年比▲6.5%）で、うち持家20.1万戸（▲7.7%）、貸家32.5万戸（▲5.0%）、分譲20.8万戸（▲7.6%）となり、全体着工戸数は、3月に制度改正の影響に伴う駆け込み需要で大幅に増加したものの、4月以降は反動減等の影響もあり回復の兆しが見えない状況が続いている。このうち、プレハブ住宅では、全体8.9万戸（▲4.5%）で、持家2.4万戸（▲10.8%）、貸家5.9万戸（▲1.0%）、分譲0.5万戸（▲5.0%）、2026年度も建築資材価格の高止まり、物価やローン金利の上昇などの傾向は続いており、住宅市場を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

こうした状況の下、令和7年補正予算で、「みらいエコ住宅2026事業」の創設、「3省連携による省エネリフォームへの支援」の継続強化等が盛り込まれ、予算の増額と実質的に切れ目が生じないように配慮され、ZEH水準を超える「GX志向型住宅」への補助、賃貸住宅のオーナーや建替えへの支援も継続事業として措置されている。また、令和8年度与党税制改正大綱において、住宅ローン減税の5年間延長および期限を迎える各種税制特例措置が延長され、切れ目ない措置がなされている。これら施策を十分に普及・活用して、住宅市場の活性化に努めるとともに、引き続き住宅市場の動向を見極め、必要に応じ新たな政策提案を行えるよう不断の検討を行っていく必要がある。

加えて、「2025カーボンニュートラル」や、今春改定される「住生活基本計画」等の国の政策目標達成に貢献するため、当協会の次期「住生活向上推進プラン2030」の計画初年度として、前期5カ年の実績を総括しつつ、「GX志向型住宅」を始め将来の世代に継承できる環境性能等が高い良質な住宅ストックを形成し、市場で評価され、流通が活性化されるような先導的な取り組みを積極的に進める。特に、立ち遅れている低層賃貸住宅分野や既存住宅分野を含めて、「長期優良住宅」、「ZEH水準住宅」、「性能評価住宅」等の普及拡大の加速化に引き続き取り組んでいく。

PC建築においては、高耐震性等優れた性能、工期短縮など厳しい労働環境への対応力を生かし、プレキャストコンクリート製品の品質・技術の維持向上と普及拡大、時代

のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を推進する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震、首都直下地震をはじめとする大規模広域災害の予測がなされる中、万が一発生した場合に備えることの重要性を強く再認識し、事業継続計画の継続的な点検と充実を行うとともに、計画に基づいた実施訓練を通じて実効性を高めていく。当協会の大きな使命でもある応急仮設住宅の建設等に関して、新たに設置が予定されている防災庁の予算・施策等も活用し、事前対策の着実な実行を進め、発災直後から円滑に始動できる体制の強化を図る。また、平時からの地方公共団体との連携を強化し、締結済の協定内容のさらなる充実に向けた見直しや DX 技術の積極的な導入、多様化するニーズに応じて提案できる仕様の選択肢（例：短期施工型）の充実等を図る。併せて、大規模な震災が発生した際において在宅避難が可能となるレジリエンス性の高い住宅の供給と普及を並行して先導的に進めていく。

また、国際貢献の視点から、海外における甚大な自然災害の被災後や、戦争・紛争の終結後の復興を見据え、政府や関係省庁と連携しつつ、要望が入った際には当協会がこれまで蓄積してきたノウハウを活かした支援の提案ができるよう準備を進める。

2 令和8年度事業の実施方針

プレハブ建築の研究開発及び建設・普及を通じて、良質な社会資本の形成と豊かな生活環境の創造を推進するという当協会の設立目的のもとで、政府の施策等を踏まえつつ、令和8年度においても協会事業の積極的な推進を図る。特に、令和5年1月に改定したプレハブ建築協会「行動憲章」及び各部会の「行動ビジョン」に基づき、社会の動きにスピード感を持って対応し、引き続き先導的な役割を果たしていく。具体的に、工業化住宅・建築の特徴である優れた品質・性能の住宅供給と、これによる社会貢献を対外的に一層アピールするとともに、会員のストックビジネスの拡大に留意した活動を展開する。なお、事業の推進に当たっては、会員が負担する会費や認定料、手数料等が主たる財源となっていることに鑑み、物価上昇局面の下で、支出のより一層の効率化・合理化に努めるものとする。

このほか、国際貢献に資する事前準備を含めた支援活動や、大規模自然災害に備えた事前対策等に係る組織横断的な活動を推進するとともに、取組成果を上げるための環境整備として、広報機能の一元化による更なる強化を図り、関係諸機関に対する必要な提言・要望活動を積極的に展開する。

(1) 安全安心への配慮

本格的な少子高齢社会の到来を踏まえ、生活の原点である安全安心の確保のために、建築・住宅における安全性、耐久性、快適性等の品質・性能の向上を図り、災害発生時には在宅避難も可能となるレジリエンス性に優れ安全性が確保された生活基盤づくりと更なる普及を目指す。

このため、安全安心な住宅の供給を推進するとともに、災害発生時には、応急仮設住宅の建設等に迅速かつ適切な対応を図るほか、今後起こりうる大規模広域災害に備え、

協会の業務継続体制の実効性の向上を図るとともに、これまでの東日本大震災、熊本地震、東日本台風、能登半島地震での経験等を活かして、応急仮設住宅の建設、住宅の復旧・復興等に迅速に取り組む体制の整備を進め、人材の育成や啓発活動にも取り組む。多様化するニーズに応じて提案できる事前の備えとして、短期施工型の開発といった新たな取組みの充実を図るほか、応急仮設住宅建設協定を締結している地方公共団体との意見交換等を通じて協定内容の充実を図り、災害発生に備えた事前準備の支援強化、関係機関との連携強化を推進する。

(2) 良質な社会ストックの形成

プレハブ建築技術の進展を通じて、耐震性能や省エネ性能等に優れた良質な建築・住宅の提供と豊かな街並みの形成を図るとともに、リフォーム等による既存の建築・住宅の質の向上を進めることにより、長期に亘って活用される良質な建築・住宅ストックの形成に寄与し、豊かな社会の実現を目指す。

このため前期プランの総括を踏まえつつ、新たに策定する「住生活向上推進プラン2030」の推進と目標達成に向けて進捗状況を確認しながら推進し、既存ストック分野を含めた長期優良住宅やZEHの普及促進を行うほか、既存住宅状況調査技術者・プレハブ住宅点検技術者の育成、リフォーム部門の人材育成の強化など住宅ストックの維持改善に係る取組み等により住宅・不動産市場の活性化に引き続き取り組む。

(3) 新たなニーズに対応した市場の創造

豊かなコミュニティの形成や住まい手の価値観の変化による新たなニーズに対応したサービスの提供のほか、人手不足、短工期への対応など、時代の要請に応える市場の創造を図る。

このため、高耐震性等優れた性能や工期の短縮化に対応できるPC建築の普及拡大を推進するほか、DXやGXの推進等に対応した新しい住まいの実現を目指す。また、住生活の向上に資する各種具体的実施策やアフターサービスのレベルアップによる顧客満足度(CS)の更なる向上、新たな技術の導入推進の検討等に取り組むとともに、住生活リテラシー向上へのサポート充実等を進める。

(4) 地球環境への配慮

美しい地球環境を保全するために、カーボンニュートラル、循環型社会、自然との共生を目指す取組みを積極的に推進し、持続可能な社会の実現に取り組む。

このため、「2050年カーボンニュートラル」を踏まえ、「住生活向上推進プラン2030」の重点テーマである「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを加速するとともに、住宅や街づくりにおける環境対策を推進する。また、規格建築におけるリユースに係る取組み等を推進する。

(5) 国際貢献

海外における大規模な自然災害の被災後や、戦争や紛争終結後の復旧・復興への支援に向けた準備を進めていく。併せて、工業化住宅の優れた生産技術を活かし、諸外国における事業の展開において、住宅事業の改善や課題解決に貢献する取組みを行うとともに、技術交流の促進等を通じて国際的な普及・推進を目指す。

このため、海外における PC 工法の普及に向けた技術支援への協力や関係機関との情報交換等を推進するとともに、大規模災害時の復旧協力、住宅部会で会員が展開している海外活動の情報共有を進める。

(6) 人材の育成

持続的な業界の発展に向け、プレハブ建築技術・技能の継承と向上を図るとともに、時代とともに変化していく新たなニーズに対応できる人材を育成するため、教育、指導及び啓発活動を推進する。

このため、PC 工法施工管理技術者資格認定制度・PC 部材製造管理技術者資格認定事業、プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業等の推進に取り組むとともに、宅地建物取引業法に係る既存住宅状況調査技術者及びプレハブ住宅点検技術者の養成を推進するほか、リフォーム部門の人材育成を強化するため「プレハブ住宅リフォームコーディネーター講習」を開催する。また、建設キャリアアップシステムの動向を踏まえつつ、プレハブ建築マイスター認定制度の充実を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。さらに、協会事業や会員企業の取組みが成果を上げるための環境整備として、関係諸機関に対する必要な提言・要望活動を積極的に展開する。

(7) DX(デジタル・トランスフォーメーション)への取組み

AI・IoT等の新たなデジタル技術を活用した業務プロセスの変革により、顧客サービスの向上や、働き方改革、生産性の向上を図り、住生活産業の持続的発展を目指すとともに、応急仮設住宅の供給プロセスにおけるDX導入等を図るほか、デジタル技術を活用した人材育成を実践する。

II 具体的な活動計画

1 企画運営委員会

(1) 協会の円滑な運営を図るため、定期的に企画運営委員会を運営し、理事会に付議すべき重要事項等を審議に諮るとともに、協会事業の実施状況及び会員の入退会の状況等を確認し報告するものとする。特に今年度は、首都直下地震など大規模災害発生を想定して立ち上げたBCP(業務継続計画)体制の実効性向上と、国際貢献活動や災害事前対策、各支部との連携といった組織横断的活動のさらなる充実を図ることの2点を重点活動と位置付ける。(企画運営委員会)

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現並びに良質な住宅ストック形成と流通促進

の加速に向けた民間住宅投資の活性化が図られるよう、住宅税制や住宅取得等支援策のあり方について検討を進めるとともに、住宅・建築・土地に係る税制、補助、融資制度等について市場の動向や会員各社の要望を的確に取りまとめ、国土交通省、経済産業省、環境省、内閣府（防災関連）、住宅金融支援機構等の関係機関に対し積極的に提言・要望を行う。（金融税制研究会）

- (3) 工業化住宅の優れた生産技術等を活かし、諸外国における技術交流の促進や災害時の復旧協力などを通じて貢献する。具体的には、大規模な災害・戦争・紛争等の被害を受けた国や地域に対する住宅分野の応急・復興支援策の検討や、工業化住宅に関わる国際規格基準の調査、海外からの調査協力や現地視察といった要望への対応、海外向け情報発信の強化といった活動を軸とし、政府や関連省庁、関連業界団体との情報共有と連携を図りながら、国際貢献に資する活動を行う。

（国際貢献ワーキンググループ）

2 PC 建築部会

- (1) PC 部材品質認定事業、PC 構造審査事業、PC 工法施工管理技術者資格認定事業、PC 部材製造管理技術者資格認定事業の4事業を継続して行う。
- (2) 部会の行動ビジョンを踏まえて、中長期かつ具体的な取り組み目標を定める。
- (3) 建設業界の様々な課題に応える PC 工法の性能や利点を官民の設計者、発注者等に広く発信し、普及拡大を推進する。
- ①部会員および有識者・公共団体等から、意見・情報を収集し、技術開発、合理化などに繋がる提言、要望など具体的な活動方針を立案する。
- ②要望等を反映するため、各支部とも連携を図り広く会員の意見を収集する。
- (4) 部会でまとめた研究成果（プレストレスト建築の魅力、耐震改修工法の提案、ストック住宅のリニューアル技術等）について、関連する協会等と連携しながら研鑽を図り、需要開発に繋がる活動を継続する。
- (5) 一般社団法人日本建築学会（以下「日本建築学会」という。）を始め、関係事業主体が主催する委員会及びWGに技術者を派遣し、PC 工法に関する仕様書の改定ならびに PC 構造に関する規準・指針の作成作業、建築基準法・建築士法等の改正に関連した現状の課題についての提案・支援を行う。
- ①建築工事標準仕様書・同解説 JASS 10 プレキャスト鉄筋コンクリート工事」の改定に向けて JASS10 改定小委員会に委員を派遣し、仕様書の改定作業に引き続き協力する。また、JASS10 改定に対応するため、部会に「施工技術指針改定 WG」および「製造技術指針改定 WG」を設置し、両指針の改定作業を行う。
- ②日本建築学会の構造運営委員会および公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「日本コンクリート工学会」という。）の環境関連WGに委員を派遣し、活動に協力する。
- (6) 海外における工業化工法の普及に向けた技術支援に協力し、友好的交流を図る。
- (7) 広報・安全委員会を情報・安全委員会と名称変更し、部会内の情報発信をより積

極化する。部会会員専用サイト「Web EI」を拡充し、PC工法の普及に向けた委員会活動支援に繋がる広報活動を行う。

3 住宅部会

- (1) 前期5か年の実績を総括するとともに、「住生活向上推進プラン2030」の計画初年度の目標達成と、「2050カーボンニュートラル」等の目標達成に対する貢献や、激甚化する災害に備えた住宅のレジリエンス強化や既存住宅流通促進等の課題に対し各委員会・分科会で連携した活動を推進する。
- (2) 安全・安心の更なる確保と先導的技術・性能向上への取り組みとして、法改正や住宅政策、情報通信政策及びエネルギー政策等に対する対応、並びに国への提言や要望活動を行うとともに、先導的技術開発を進め普及促進に努める。また、各種性能評価指標を積極的に活用し、工業化住宅の更なる性能向上を図るほか、DXの推進等に対応した新しい住まいを提案し、実現を目指す。
- (3) ZEH水準住宅、長期優良住宅、性能評価住宅等の普及拡大により、質の高い住宅ストックの形成を推進するとともに、特に立ち遅れている低層賃貸住宅分野や既存住宅分野で先導的な役割を果たす。あわせて、リフォーム部門の人材育成に資する「プレハブ住宅リフォームコーディネート講習」の開催を継続する。
- (4) 宅地建物取引業法における「既存住宅状況調査技術者」講習について公益社団法人日本建築士会連合会と連携して受講の推進を図るとともに、「プレハブ住宅点検技術者」講習を実施し、点検の質の向上及び点検員のスキル向上に努める。また、「住まいる小町」活動を通じて女性点検員の活躍推進を図る。
- (5) 建設キャリアアップシステムに係る「プレハブ建築マイスター認定制度」の充実と「登録建築大工基幹技能者講習」受講の促進を図り、プレハブ建築大工技能者の適切な評価を推進する。
- (6) 「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けた取り組み
 - ① ZEH、ZEH-Mの推進、一次エネルギー消費量削減（新築時）
 - ② 断熱・省エネリフォームによる一次エネルギー消費量削減（改修時）
 - ③ 「GX志向型住宅」の先導的な普及
 - ④ 工場生産のCO₂削減、再エネ電気の利用率向上等々を推進するまた、「スコープ3（カテゴリ1）算定ガイドライン」を活用したエンゲージメント活動を実施し、サプライチェーン全体での脱炭素を推進する。
- (7) 住宅産業に係る幅広い人材の確保・育成と情報発信の充実を図るため、「プレハブ建築マイスター（大工技能者）の認定・育成を推進し、「プレハブ住宅点検技術者」の資格保有率や「プレハブ住宅リフォームコーディネート講習」の受講者数を維持するとともに、「住宅部会ゼミナール」、「すまい・まちづくりシンポジウム」及び「環境シンポジウム」を開催する。
- (8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、「災害対応マニュアル（住宅部会版）第四版」の定期的な読み

合わせを行うと共に、平時からシミュレーションや訓練を行い、規格建築部会とも連携を図り、発災時に迅速な初動がとれるよう体制整備を行う。

4 規格建築部会

災害が発生した場合に応急仮設住宅の迅速かつ適切な建設の推進を行う。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震、首都直下地震等大規模災害に備え、防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となる中、地方公共団体の行う事前準備の支援強化、関係機関との連携強化など、災害対策に取り組む。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、南海トラフ地震、首都直下地震に供えたマニュアルの整備等、事前対策を着実に実行する。
- (2) 規格建築部会の業務に関わる制度、予算、法令等について、適時に関係省庁（特に、令和8年度に新設される防災庁を念頭に置く）に要望する。
- (3) 応急仮設住宅建設の迅速かつ適切な建設のための体制強化
 - ① 応急仮設住宅の建設における DX の推進について、引き続き、スマートグラスによる現場調査、GNSS による敷地測量、配置計画図の作成に係る自動作成プログラムなどの技術を活用し、応急仮設住宅建設の迅速化等に取り組むとともに、短期施工型の試作及び検証を行う。
 - ② 今後の災害時への備えとして、規格建築部会の実績や取り組みなどのコンテンツの充実を図る。
- (4) 平時からの地方公共団体との連携強化と積極的な情報提供
 - ① 応急仮設住宅建設に関する情報を整理し「令和8年度応急仮設住宅建設関連資料集」としてとりまとめ、都道府県や救助実施市に配布する。
 - ② 建設候補地の現場調査等の技術基準について、マニュアル化を進める。
 - ③ 災害時に救助の実施主体となる都道府県及び救助実施市を訪問し、意見交換を行う。
 - ④ 規格建築部会会員会社の現地事務所職員を対象とした建設対応訓練を行うとともに、地方公共団体が主催する防災訓練や机上訓練等に参加・協力する。
- (5) 災害に備え、規格建築部会会員会社の応急仮設住宅に係る建設能力を調査するとともに、応急仮設住宅に使用する資・機材の供給能力について、調査する。
- (6) 応急仮設住宅の建設に関して、建設・管理マニュアルの改訂、既設の応急仮設住宅の定期検査や解体完了などを行う。
- (7) 規格建築部会会員会社におけるリユース鉄骨部材の適切な管理を支援するため、リユース鉄骨部材運用責任者講習会を開催する。
- (8) 部会ホームページの更新及び改訂を検討するほか、同ホームページなどを活用し、プレハブ建築協会規格建築部会の活動を公に発信する。

5 広報委員会

- (1) 協会活動の PR を有効に行うため、協会全体の組織横断的な広報活動を展開する。会誌「JPA」について、内容の充実を図りつつ年 4 回発行する。協会ホームページについて、各部会・委員会の活動状況をトップページに速やかに掲載し、タイムリーな情報発信を行う。また、アクセス数の情報解析を行い、ホームページ利用者が利用しやすいように内容の充実を図る。また、メディア関係者に向けて、「活動実績報告」、「住生活向上推進プランの公表・実績報告会」、「報道関係者向け見学会」を開催し、協会活動の情報発信とプレハブ建築への理解促進を図る。
- (2) E-mail を活用した定時配信の JPA ニュースにより関係団体に関する情報等を配信するとともに、国土交通省をはじめとする関係行政機関の情報等について適時適切に配信を行い、会員への情報提供の充実を図る。
- (3) 新規会員の入会勧誘活動を行うとともに、新規会員に関する情報を会誌「JPA」及びホームページに掲載して会員等への周知を図る。
- (4) プレハブ住宅完工戸数の実績調査を行い、「プレハブ住宅完工戸数実績調査報告書」を発行し、会員等へ配布する。

6 教育委員会

- (1) プレハブ住宅コーディネーター資格認定事業について、新規認定講習会・同認定審査、更新講習会・同認定審査及び 2 回目以降更新申請の認定審査を引き続き実施するとともに、受講者のモチベーション向上を目的として成績優秀者の表彰・公表および資格認定者の公表を継続する。また、講習会テキスト、講義内容、実施時期並びに審査方法等について、適宜見直し・改善を行う。さらに、講習会システムおよび業務プロセスの改善を進めるとともに、資格のステータス向上に資する方策について検討を行う。
- (2) プレハブ住宅コーディネーター資格認定制度の充実及び営業担当者の質的向上に資する基礎資料として「信頼される住まいづくり」アンケート調査を引き続き実施し、資格認定制度の効果を検証し、資格保有者の信頼性を公表する。
- (3) 会員企業社員の資質向上を図り、顧客満足の一層の向上につなげることを目的として、会員各社による情報交換の場として住宅産業 CS 大会を開催する。
- (4) お客様に対しプレハブ住宅の品質の優位性を明確に訴求するため、実務担当者を対象としたプレハブ建築品質向上講習会を、大阪市とさいたま市の 2 会場で実施する。
- (5) 各種事業を通じて、住生活リテラシー向上の趣旨を踏まえ、住生活に関する理解促進に資する教材の提供について検討を行う。
- (6) 各種事業の効率化及び運営負担の軽減を図るとともに、居住地や勤務形態に左右されることなく会員が平等に教育事業を受けられる環境を整備するため、運営方法や業務プロセスの DX 化について検討を進める。

7 瑕疵担保保険推進委員会

- (1) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づく団体保険取次受託業務を引き続き実施し、団体保険利用による会員及び会員の関係会社の利便性の向上を図る。
- (2) 瑕疵担保保険に関する情報の収集及び発信等を通じて団体保険参加事業者数の拡大を図るとともに、提携保険法人との連携により、団体保険取次業務の対応力拡充と効率的運用を推進する。また、関西支部による保険取次業務を継続する。
- (3) 既存住宅分野における会員ニーズに応えるべく、瑕疵担保責任任意保険（2号保険）についても引き続き取扱い件数の拡大に取り組み、団体の収益に貢献出来るよう検討する。
- (4) 自主検査業務の安定的運用を図るため、団体検査員の新規及び更新講習会を適時開催するとともに、団体検査員に対する定期監査を実施し、常に自主検査マニュアル及び関連する諸規程に則り、正しく検査が行われるように管理する。
- (5) 協会の住宅瑕疵担保責任保険ホームページによる瑕疵担保保険情報の適時提供を行い、団体保険参加事業者の瑕疵担保保険契約申込み業務の円滑化に寄与する。

8 一級建築士事務所

- (1) PC 建築に関する設計・積算、技術調査等に関する関係事業主体並びに事業者からの業務委託に的確に対応する。
- (2) PC 工法による建替住宅や復興住宅等の計画・設計及び工事監理を推進する。
- (3) PC 建築物の耐震診断業務や耐震改修設計業務を実施するとともに、学識経験者等による耐震診断調査審査委員会にて診断方針、診断結果等に対する審査を引き続き行う。
- (4) 一級建築士事務所の PR 用パンフレットを関係事業主体等に配布する等により、PC 建築の需要の拡大に努める。
- (5) 新規の設計や特殊な建物について、協会会員を対象とした見学会を開催すること等により会員の PC 建築技術の向上に努める。

9 支部

- (1) 本部と連携して規格建築部会が毎年行っている地方公共団体への訪問意見交換の機会を捉え、支部会員で構成する PC 建築部会が共同参加することにより、PC 工法の普及、取組み、情報交換等をサポートし展開を強化する。
- (2) 北海道、中部、関西及び九州の各支部において、地域の建築・住宅関連団体や関係行政機関の理解と協力を得ながら、環境に優しい点などプレハブ建築・住宅の特性や優位性を各方面にアピールし、その普及に努める。
- (3) プレハブ技術の優位性、プレハブ技術の健全な市場の形成という観点に立って、公共事業発注主体への要望活動を引き続き実施するとともに、地方公共団体が行う建築・住宅関連の取組み、イベント、研修会等に積極的に参加・協力する。
- (4) 支部活動の更なる充実を図るため、協会会員の入会勧誘活動を行う。

10 その他

- (1) 令和8年5月に理事会及び総会、令和9年3月に理事会を開催するほか、令和8年秋頃に国土交通省住宅局幹部との懇談会、令和9年1月に会員相互及び関係機関等との交流を深めるため関係行政機関、関係団体等を招いての新年賀詞交歓会を開催する。
- (2) 令和8年7月に協会の課題や情報等について支部、本部事務局で共有する「支部事務所長等会議」を開催する。
- (3) 住生活月間（10月）に積極的に協力するとともに、引き続き関係団体との密接な連絡・連携を図る。
- (4) 事業継続計画に基づき、大規模災害の発生を想定しての訓練を実施し、実際に発生した時にできるだけ円滑に活動できるようにする。

以 上